

行田市保育所等利用調整基準表

別表第1（第2条関係）

基準指数 ※父母に対して1類型のみ選択（減点項目は除く）

類 型	項 目		指 数	採 点	
				父	母
就 労	月160時間以上		20		
	月144時間以上		18		
	月128時間以上		16		
	月112時間以上		14		
	月96時間以上		12		
	月80時間以上		10		
	月64時間以上		8		
	上記に該当しないが、おおむね月64時間程度就労しており、今後月64時間以上の就労が見込まれる		7		
	減点項目	内職	-2		
求職活動	求職活動		4		
妊娠・出産	出産前6週間、出産後8週間		8		
就 学	学校に通学		17		
保護者の 障害	身体障害者手帳1級、2級、療育手帳(A)、A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを保持している		20		
	身体障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2級のいずれかを保持している		17		
	上記等級以外の手帳を保持している		15		
保護者の 疾病	入院又は、自宅療養で常に病臥している		20		
	通院加療を行い、常に安静を必要としている		17		
	上記以外の事由		15		
親族の 介護・看護	介護又は看護に要する時間を基に、就労の基準を準用		20～7		
	減点項目	同居親族の居宅内介護・看護	-1		
災害復旧	災害復旧を行う		10		
虐待やDV	虐待やDVの恐れがある		20		
			小計A		

事務処理欄

	就労時間	通勤時間	合計
父			
母			

行田市保育所等利用調整基準表

別表第2(第2条関係)

調整指数 ※複数選択可能

項 目		指 数	採 点	
			父	母
1	ひとり親家庭(調停中を含む)	23		
2	ひとり親家庭かつ18歳以上65歳未満の同居者がいない、または、ひとり親家庭かつ18歳以上65歳未満の同居者が入所児童を保育できないことの証明書などの提出がある。	2		
3	生活保護世帯	3		
4	生計中心者の失業により、就労の必要性が高いと認められる	3		
5	虐待やDVの恐れがある場合など、社会的養護が必要と認められる	30		
6	入所申込児童が障害者手帳を保持している	5		
7	育児休業中・産前産後休暇中からの入所申込みをしている(当該年度中に限る)	3		
8	兄弟姉妹が同時に同一(保育部分に限る)保育所などへ入所申込みをしている	3		
9	家庭的保育事業などへ入所申込みをする場合で、兄弟姉妹が隣接する当該連携先幼稚園に在園している	5		
10	兄弟姉妹が既に在園(教育部分を含む)している保育所などへ入所申込みをしている	5		
11	家庭的保育事業などの卒園児童	5		
12	児童の世帯に利用者負担額(保育料)の滞納がある	3ヶ月以上12ヶ月分未満(納付計画あり)	-5	
13		3ヶ月以上12ヶ月分未満(納付計画なし)	-10	
14		12ヶ月分以上(納付計画あり)	-15	
15		12ヶ月分以上(納付計画なし)	-20	
16	65歳未満の同居祖父母が入所申込児童を保育できないことの証明書などの提出がない	-3		
17	保育従事者として保育所などへ就労(内定)している	勤務先が市内	30	
		勤務先が市外	10	
18	市外在住(転入予定は除く)	-20		
19	年度内に、入所決定後、入所をせず辞退したことがある(保護者都合による場合のみ)	-3		
20	保留希望者	-50		
21	その他市が認める事由	状況による		
22	育児休業から復職しており、申請時点で認可外保育施設に在籍している	3		
23	転入の場合で前住所地において保育所などに在籍し、育児休業から復職している	3		

備考

- 1 No.8～10は、該当する項目のうち1項目のみを加算する。
2 保育所などとは、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所のことをいう。

別表第3(第2条関係)

指数が同じときの優先順位

項 目	順位
市内在住(転入予定を含む)	1
別表第2の調整指数の合計が高いもの	2
入所待機期間が長いもの(連続する半年以上の期間に限る)	3
希望園の順位が高いもの	4
養育している子どもの人数が多いもの	5
父または母が市内で就労しているもの	6
調整会議で優先度が高いと認められたもの	7

小計A	
小計B	
合計	